

監査結果公表第1－3号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和元年8月27日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	小 湊	雅 子
同	五百井	真 二
同	畑 中	一 成

記

1 措置の通知

令和元年8月26日付け 八政行第84号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 小 湊 雅 子 様
八尾市監査委員 五 百 井 真 二 様
八尾市監査委員 畑 中 一 成 様

八尾市長 山本 桂右

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月20日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成22年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成23年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成26年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成27年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成28年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成29年度包括外部監査について

税務事務の執行について

○平成30年度包括外部監査について

補助金・負担金等に係る事務の執行について

※なお、平成14年度包括外部監査「出資法人（4法人）の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成15年度「補助金の財務事務の執行について」、平成16年度「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成17年度「「公の施設」の管理運営について」、平成18年度「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成20年度「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成21年度「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」、平成24年度「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」及び、平成25年度「公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(令和元年7月20日時点)

【参考】

年度	監査の内容	結果意見の件数		平成31年1月20日までの取組済み件数	令和元年7月20日までに取組みとなった項目			次回以降要対応件数
					取組済み件数	うち「措置済み」件数	うち「市の判断により対応」件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	22	—	—	—	0
		意見	53	53	—	—	—	0
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	246	—	—	—	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	—	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	29	0	0	0	4
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	19	—	—	—	0
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	44	44	—	—	—	0
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	0
		意見	25	24	1	0	1	0
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	16	1	0	1	1
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	8	8	—	—	—	0
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	0
		意見	9	9	—	—	—	0
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	0
		意見	22	21	0	0	0	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	67	58	1	1	0	8
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	結果	26	25	1	1	0	0
		意見	94	80	0	0	0	14
29	税務事務の執行について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	21	16	1	1	0	4
30	補助金・負担金等に係る事務の執行について	結果	7		6	6	0	1
		意見	52		12	12	0	40
合 計		結果	119	111	7	7	0	1
		意見	853	765	16	14	2	72

※網掛け部分は、結果や意見への措置等がすべて完了しているもの。

1. 令和元年7月20日までに改善措置等を講じた事項

【平成22年度】歳入の執行事務について

意見(1件)

地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	共益費の算定について	<p>共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。</p> <p>この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考え。</p>	<p>平成20年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成21年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成25年度に検討を行った結果、金額改定を行わないこととしたところです。</p> <p>今年度は見直し時期にあたりますが、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。</p>	<p>平成20年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成21年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書において示されている共益費として考えられる項目のうち、本市において収受していないものについて平成30年度に中核市を対象とした調査を実施したところ、ほとんどの市において該当する費目を収受していない状況にあり、市営住宅を取り巻く状況や他市の状況等をふまえ検討を行った結果、収受すべき項目として追加しないこととしたところです。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

【平成23年度】教育行政における取組み等について

意見(1件)

地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

4. 就学援助制度について

(5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	<p>診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきであると考え。</p> <p>なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼</p>	<p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>	<p>この制度における医療券については、制度的な権限が与えられていないためレセプト等における個人情報のチェックや医療機関に対する視察等を行うことはできないとの判断に至りました。個々の請求で疑義のある場合は、医療機関に確認を行っており内容の正当性は担保されているものと考えております。</p> <p>なお、今後も医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に周知を行ってまいります。</p>

		<p>も検討すべきである。</p> <p>また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関別の医療券使用状況の分析 ・ 健康保険のレセプト等関連する書類との照合 ・ 医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問 	<p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
--	--	---	--

【平成 27 年度】市単費事業に関する事務の執行について

意見(1件)

地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業の見直し時における有効性の観点からの評価の活用について	<p>事務事業評価の「有効性」の観点における評価基準について、監査対象として抽出した市単費事業については、判断指標としてひとつの活動指標のみで評価しているケースが全 31 事業中、13 事業と多く認められた。有効性を判断するためには、事務事業の中での数々の活動毎にこれらの成果を反映する指標をもって総合的に判断する必要がある。</p> <p>また、市に限られた行政資源を最大限に活用するためには、事業の「選択と集中」、「スクラップ&ビルド」の視点からの事務事業そのものの見直しや効率的・効果的な事業実施手法の見直しが求められる。PDCAサイクルによるマネジメントを強化するためにも代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定し、これらの指標の実績をもって事務事業を評価し、事業の実施を検討することが必要である。</p>	<p>平成 30 年7月に実施いたしました「実施計画策定等に関する説明会」においても、昨年度の説明会時に強調した点を再度明示し、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について確認を行い、新規事業の指標設定においても同様の考え方を示し、第9期実施計画へ反映することとしました。</p>	<p>平成 30 年7月に実施いたしました「実施計画策定等に関する説明会」においても、前年度の説明会時に強調した点を再度明示し、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示しました。</p> <p>また、可能なものについては、追加・変更を行い、新規事業の指標設定においても同様の考え方で設定することとし、第9期実施計画へ反映することで、平成 27 年度以降に策定した3か年の実施計画期間における、有効性の観点からの評価を可能とする PDCA サイクルの定着に繋げ、今後の行政評価においても同様の考えのもとで推進していくこととしました。</p> <p>(措置済み)</p>

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

監査の結果(1件)

地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	文化財調査研究会	指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて	<p>平成 27 年度の指定管理事業において、文化財調査研究会はスキャナーの購入 26,422 円、FAXの買い替え 16,683 円を施設修繕として計上しているが、これらは新たな物品の購入であるため、備品費に計上すべきである。</p> <p>また、購入された2点の備品は修繕費と判断されたため、市の備品台帳に登録されていないが、指定管理事業で購入した備品は市の財産であり、市は市財務規則第 163 条第1号により1万円を超える備品は備品台帳に登録することとしている。2点ともに備品台帳の登録基準を超えているため、市の備品台帳に計上し、継続して管理すべきである。</p> <p>修繕費と備品費の区別を適切に実施し、市の財産となるものを判別するため、市と文化財調査研究会とで協議を行い、具体的な備品台帳の登録基準やマニュアルを策定することを検討されたい。</p>	<p>修繕費と備品費の取り扱いについては、市と文化財調査研究会とで事前協議を行い、市の財産となるものについては、適切に区分するようにしております。</p> <p>また、今後、施設の管理運営業務に関する協定書において、備品の取扱いについて定めるよう検討してまいります。</p>	<p>修繕費と備品費の取り扱いについては、市と文化財調査研究会とで事前協議を行い、市の財産となるものについては、適切に区分するようにしております。</p> <p>また、今年度より、施設の管理運営業務に関する基本協定書(H31.4～R6.3)において、備品の取扱いを定めました。</p> <p>(措置済み)</p>

【平成 29 年度】税務事務の執行について

意見(1件)

地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	資産税課	課税誤りのデータ化、一覧化について	<p>現状、家屋担当、土地担当、償却資産担当のそれぞれで生じた課税誤りについては、課内での打合せにおいて、事例として各担当者間で共有し、注意を促すことで再発防止を図っている。しかしながら、そうした課税誤りの事例は、課内においていつでも閲覧できるような形でデータ化、一覧化して蓄積されているわけではない。</p> <p>過去の課税誤りの事例はデータとして蓄積・分析し、誤りやすい要因についての気づきを得られるようにしておけば、担当者の異動があっても実務上の留</p>	<p>既存の更正決議書番号簿の様式に、新たに「課税誤り」欄を設け、評価額又は税額に更正があったものが、課税誤りによるものかを容易に判別できるようにするとともに、課税誤りの場合には、内容により大別したコードを付し、分類、抽出、件数の把握ができるように変更するための見直しは概ね終了しております。</p> <p>今後、全職員への周知を行い、来年度当初からは新様式を使用し、課税誤りの防止に努めてまいります。</p>	<p>令和元年度(平成 31 年度)から既存の更正決議書番号簿の様式に、新たに「課税誤り」欄を設け、更正が課税誤りによるものかを識別できるようにするとともに、事由ごとに件数、金額を集計できるよう様式を変更し、年度当初の課内研修、課内会議において全職員へ周知を行い、運用を開始しました。</p> <p>今後は、当該データを活用、分析し、情報の共有を図ることで、課税誤りの防止に努めてまいります。</p>

		<p>意点が継承され、課税誤りの防止に役立つこととなる。</p> <p>したがって、課税誤りの状況について、年度別に発生件数や状況、要因や対策を一覧化、データ化することを検討されたい。</p>	(措置済み)
--	--	--	--------

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

監査の結果(6件)

地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

【その他の補助金・負担金等】

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金について	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金交付要綱第9条第1項によれば、「補助事業者は、補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない」と定められているが、様式第5号を確認すると「八尾市街かどデイハウス代表者変更届」であった。一方、街かどデイハウスから提出された事業実績報告書を確認すると、様式第5号となっていた。様式の採番が重複しないよう、正しく定め、交付要綱本文と整合をとるべきである。	様式の採番が重複しないよう八尾市街かどデイハウス事業運営補助金交付要綱を一部改正し、要綱本文と様式の整合を図りました。 (措置済み)
2	子ども施設課	八尾市認定子ども園等緊急整備事業費補助金について	本補助金の実績報告の提出期限について、市の交付要綱では、国及び府の交付要綱で定められている実績報告の提出期限に準じるものと定められている。 しかし実際には、実績報告書は平成 30 年4月に受領しているものの、平成 30 年3月 30 日付として日付を遡って処理しているため、上記要綱で定められている期日までに実績報告が提出されているかどうかを外部から検証することは困難である。実績報告書の日付は、遡及して記載するべきではなく、実際に受領した日付を記載すべきである。	平成 30 年度の実績報告書は、実際に受領した日付を記載するよう改めました。 (措置済み)
3	青少年課	八尾市放課後児童クラブ事業補助金について	八尾市補助金交付規則第 16 条において、実績報告を受けた場合、市は速やかに補助事業者に補助金額を確定し、通知するものと定められているが、本補助金については確定通知が発出されていない。発出されなければ、提出された実績報告について補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであったか否かについて、対外的に不明瞭となるおそれがある。したがって、実績報告を受けたのち、速やかに確定通知を発出すべきである。	補助事業者から実績報告を受けた場合、補助金額の確定通知を発出するよう運用を改めました。 (措置済み)
4	労働支援課	八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金について	八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱第 15 条第1項では、事業が完了した日から 30 日以内に関係書類を提出することを求めている一方で、第2項では会計年度終了後 30 日以内、つまり4月末日までに関係書類を提出することを求めている。所管課では、事業が完了した日とは共済センターの決算に	関係書類の提出期日について、交付要綱の内容に矛盾が生じないよう要綱改正を行いました。 (措置済み)

			係る理事会後としており、毎年4月下旬に事業が完了したと判断している。そのため、第1項と第2項で矛盾が生じている。交付要綱は矛盾のないように修正することが必要である。		
5	みどり課	生垣設置奨励助成金について	補助金の交付決定は現金の支出を伴うものであり、本業務の重要性を考慮して、決裁権限が部長以上になっていることから、補助金の交付決定にあたっては、金額の多寡に応じて副市長若しくは部長決裁とする必要がある。 しかし、本補助金に関しては課長決裁で運用されており、事項ごとの専決者を確認し、事務処理規程を適切に運用することが必要である。		事務処理の効率化のために設けられている専決の趣旨について課内会議で再確認を行い、補助金の交付決定については、八尾市事務処理規程に基づき、金額の多寡に応じて副市長若しくは部長決裁とするよう改めました。 (措置済み)
6	人権教育課	八尾市人権教育研究連合協会に対する事業推進補助金について	過去5年間の実績報告書によると、八尾市在日外国人教育研究会、八尾市人権教育研究会ともに3月の年度末最後の支出において、紙代やCD-R代、プリンターインク代等の支出により1円単位で実績額を予算額に一致させ、予算を使い切るように調整している可能性が高いと考えられる。 補助金は本来、単年度の活動に対する補助であるため、不要もしくは翌年度以降に使用する物品の購入等を行うべきではなく、予算に余りがあれば不用額とすべきである。予算の使い切りを行わないように指導を徹底すべきであり、このような補助金交付が続き、本補助金の目的に見合わない交付が一部行われるようであれば、補助金の廃止も検討すべきである。		当該研究団体に対し指摘事項に対して周知指導をしており、平成30年度の決算においては、適切な交付となるよう改めました。 (措置済み)

意見(12件)

地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

【地域関連推進補助金】

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)		R1.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	危機管理課	八尾市地域安全・安心のまちづくり基金助成金について	本助成金の支給対象は校区まちづくり協議会の構成団体と完全に一致しているわけではないが、結果として多くの団体が重複している現状では、助成金や交付金の効果の検証が客観的に困難となるおそれがある。 地域活動に対する補助金等については、今後校区まちづくり交付金が中心的な役割を担っていくものであると思われるため、本助成金については地域活動以外の活動を支給対象とするように整理を行うことが望まれる。例えば、より広域な活動を対象として助成することや、類似の補助金等との統合も視野に入れ、助成金の効果をより客観的にすることが望まれる。		八尾市地域安全・安心のまちづくり基金運営規則を改正し、助成対象団体の要件として「市内の特定の地域内に住所を有することを加入の要件としない団体であること。」を加えるとともに、助成対象事業の要件として「市内全域の市民が受益者となり得る公益に資する事業」を加え、地域を限らず市域全体で広く実施する活動に対して助成することとしました。 (措置済み)
2	高齢介護課	八尾市高齢クラブ活動助成金について	(2)高齢クラブが新たに設立された場合は、連合会が高齢クラブ設立や会員加入を認可する際に、補助金交付要件等を説明しており、面談等を通じて暴力団員等でないかの確認はなされているが、既存の高齢クラブについては、現状の仕組みにおいて十分な確認ができていないと考えられる。 高齢クラブの会員の状況は毎年変化するため、毎年、新規・既存に関わらずすべての高齢クラブの会員の中に暴力団員等がい		高齢クラブにおいて会員の中に暴力団員等がいなかったかの確認を実施させるよう改めました。また、年度当初の助成金交付申請書の添付書類として、誓約書の提出を求めることとしました。 (措置済み)

			ないかの確認を実施させ、その報告を誓約書等で受けるべきである。		
3	青少年課	八尾市青少年育成連絡協議会補助金・地区青少年育成連絡協議会補助金・スカウト協会補助金・野外活動協会補助金について	各補助金(八尾市青少年育成連絡協議会、地区青少年育成連絡協議会、スカウト協会)の交付要綱においては、補助対象経費の規定がなく、対象経費の範囲が明確に定められていない。対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により、交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがある。したがって、補助対象経費の範囲を交付要綱に明記すべきである。		補助対象経費の範囲を明確にするため、各補助金交付要綱を改正しました。 (措置済み)

【その他の補助金・負担金等】

	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)		R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	危機管理課	八尾防犯協議会補助金について	八尾市防犯協議会防犯事業補助金交付要綱第5条において、補助対象経費が定義されているが、「犯罪予防及び少年非行防止活動の推進を旨し実施する事業」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。 交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が申請・交付されるおそれがある。そのため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきである。		八尾市防犯協議会防犯事業補助金交付要綱を改正し、具体的な経費区分及び補助対象経費を定めました。 (措置済み)
5	人権政策課	一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金について	八尾市人権協会運営費助成金交付要綱第5条において、助成対象経費が定義されているが、「人権施策に関する事業全般に係る事務所経費、人件費、事業費及び会議費」という内容にとどまっており、具体的な科目が明確に定められていない。 交付要綱における助成対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める助成対象経費とは異なる経費に対して助成金が交付されるおそれがあるため、助成対象経費を勘定科目ごとに明記することや、助成対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。		八尾市人権協会運営費助成金交付要綱の改正を行い、助成対象経費について、別表に定めました。 (措置済み)
6	人権政策課	世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金について	(1)世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金交付要綱第5条において、助成対象経費が定義されているが、「人権尊重のまちづくりの事務経費、事業費及び会議費」という内容にとどまっており、具体的な科目が明確に定められていない。 交付要綱における助成対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める助成対象経費とは異なる経費に対して助成金が交付されるおそれがあるため、助成対象経費を詳細な勘定科目ごとに明記することや、助成対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。		世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金交付要綱の改正を行い、助成対象経費について、別表に定めました。 (措置済み)
7	地域福祉政策課	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金(児童福祉分野充実分)について	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金交付要綱第4条において、補助対象経費が「社会福祉事業である認定こども園の設置・運営に対する支援経費」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。 交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤		本補助金については平成 29 年度のみ補助金としており、今年度に八尾市社会福祉協議会事業補助金交付要綱の廃止を行いました。 (措置済み)

			<p>解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。</p> <p>本補助金に直結する成果指標が定められていない現在の状況においては、本補助金の適切な評価は実施できないと考えられる。補助金として支出する以上、例えば、認定こども園の整備件数等の本補助金に直結する成果指標を定めて適切な評価を実施すべきである。</p>		
8	障がい福祉課	八尾市障がい者団体育成事業補助金について	<p>(2)本補助金以外で障がい者団体の活動が対象となる補助金等として、「八尾市地域福祉推進基金事業助成金(地域福祉分野)」があり、平成30年度においては、両補助金等から交付を受けている障がい者団体が1団体あった。同一の団体が複数の補助金等を受給する場合には、それぞれの補助金等が別の事業に充当されるものであることを所管課で十分にヒアリングし、補助金等の交付の可否を判断すべきである。また、その判断の結果、同一の団体に複数の補助金等が交付されることになった場合には、その合理的な理由を文書化し、上席者が確認する体制を整備することが望まれる。</p> <p>とりわけ、本補助金等においては、補助対象経費が明確になっておらず、どの事業に補助金等を充当するかについては制限が少なく、補助金等を充当する事業を申請団体側で自由に選ぶ余地が残されているため、これらの団体が他の補助金等に申請してきた際には、交付決定の判断はより慎重になされるべきである。</p>		<p>交付申請を受けた際には、庁内各課に対し、当該申請事業と同一の事業に補助金の交付予定の有無について照会しています。併せて、当該事業について、他の補助金を受ける予定があるか、又は現に受けているかについてヒアリングを強化し、同一事業に複数の補助金が交付されないよう徹底した確認作業を実施するよう改めました。</p> <p>また、上記確認作業の結果、同一の団体に対し、複数の補助金の交付を認める場合には、その理由や根拠を文書化し、交付決定伺いに併せ確認するよう改めました。</p> <p>(措置済み)</p>
9	高齢介護課	八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金について	<p>(1)本助成金の額は入浴料助成分として八尾市共同浴場及び公衆浴場の延べ利用者数に基づき計算されるため、市は延べ利用者数の報告が正確であるか確かめることが重要である。よって、ふれあい入浴事業においても受付簿の提出を受けるべきである。</p>		<p>ふれあい入浴事業での利用者数を確認するために、受付簿の提出を求めることとしました。</p> <p>(措置済み)</p>
10	子育て支援課	母子家庭等自立支援事業補助金について	<p>(1)母子家庭等自立支援教育訓練給付金について、講座修了後の就職状況等のアンケートは実施していない。本補助金については、ひとり親家庭の資格取得により就業を効果的に支援し、自立促進を図ることを目的としている。したがって、指定講座修了後の就業・労働状況についてアンケートを実施し、受給者の状況の把握に努めるべきである。</p>		<p>母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給者に対し、受給後おおむね半年から1年経過した後に、資格取得の有無やその後の就労や就労収入の状況を調査するアンケートを実施し、受給者の状況の把握を行うよう改めました。</p> <p>(措置済み)</p>
11	産業政策課	八尾市農業祭事業補助金について	<p>八尾市農業祭事業補助金交付要綱第7条において、実績報告として市に提出された完了報告書、実績報告書及び収支決算書等について審査し、その成果に対し補助金を交付すべきであるか調査することが求められている。補助対象となる経費の実在性・正確性について検証しない場合、補助すべきでない経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の妥当性について検証すべきである。例えば、補助対象経費のうち金額の大きい経費や、勘定科目だけでは内容が不明確な経費等について、根拠資料の閲覧やヒアリングを実施することで内容を確認することが有</p>		<p>農業祭の補助対象経費について、対象の各団体に対し根拠資料の確認とヒアリングを行い、妥当性について内容を確認するよう改めました。</p> <p>(措置済み)</p>

12	人権教育課	八尾市人権教育研究 連合協議会に対 する事業推進補助 金について	<p>用と考えられる。</p> <p>(2)人権教育に係る研修開催等に際して招聘した講師に対する謝礼については、講師の経験年数等を考慮して課内で内部決裁を経て決定しているとのことだが、予め交付要綱等に定める明確な基準がなければ、適切な報酬額の判断が困難であり、結果的に恣意的に補助金が支出されることにつながりかねない。そのため、経験年数等に応じて金額を決定しているのであれば、交付要綱において、予め判断基準を明確に定めるべきである。</p> <p>また、旅費についても、講師謝礼と同じく明確な交付基準がなければ、過度な宿泊費に対して補助金が交付されることも想定されるため、例えば、宿泊地によって宿泊上限額を交付要綱で定める等して、予め交付基準を明確に定めるべきである。</p>		<p>講師謝礼については、八尾市教育委員会学校教育部で定めている基準に準じる運用とし、旅費についても、八尾市の職員旅費の基準に準じた運用とするよう改めました。</p> <p>(措置済み)</p>
----	-------	---	--	--	--

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>H31.1.20までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p> <p>また、会計年度任用職員制度の導入に向け、準備を進めているところであり、定数外職員の現況把握を行うとともに、適正な配置についても検討してまいります。</p>	<p>R1.7.20までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p> <p>また、会計年度任用職員制度の導入に向け、準備を進めているところであり、定数外職員の現況把握を行うとともに、適正な配置についても検討してまいります。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発</p>	<p>H31.1.20までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>平成30年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>	<p>R1.7.20までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>令和元年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>

			<p>揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改革が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>		
--	--	--	---	--	--

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
----	-----	----	-----------	--------------------------	-------------------------

4	人事課	(1) 期末手当・勤勉手当	<p>ア) 勤勉手当の支給額の算定方法</p> <p>勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。</p>	<p>人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。</p>	<p>人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。</p>
---	-----	---------------	--	---	---

【平成 23 年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取組み等について

2. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針												
1	教育政策課	小規模校の適正化について	<p>小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であると考えられる学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(Ⅰ地区、Ⅱ地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="595 1090 1037 1426"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した</p>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>	<p>R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。平成 31 年4月からは義務教育学校に移行し、「高安小中学校」となりました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>
地区	学校園名																
Ⅰ地区	A 中学校																
	B 小学校																
	C 小学校																
	近隣の市立幼稚園																
Ⅱ地区	D 中学校																
	E 小学校																
	F 小学校																
	近隣の市立保育所																

		<p>学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>	
--	--	---	--

【平成 26 年度】生活保護事業に関する事務の執行について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	<p>大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。</p> <p>市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。</p>	<p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>	<p>平成 30 年 4 月に生活支援課を設置し、生活福祉課と業務の切り分けを行い、職員数についても精査してきたところですが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>

【平成 27 年度】市単費事業に関する事務の執行について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について	<p>事務事業評価の評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。</p> <p>現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきである。</p>	<p>評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。</p>	<p>評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。</p>
2	政策推進課	事務事業の従事職員数の入力について	<p>行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計</p>	<p>平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。平成 31 年度の</p>	<p>平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。令和 2 年度の事</p>

		算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。	事前評価についても、引き続き機能を活用し精緻なフルコスト算出による事前評価に取り組んでまいります。また、平成 30 年度の事後評価より実績ベースでの従事職員数を入力できるよう、引き続き検討してまいります。	前評価についても、引き続き機能を活用し精緻なフルコスト算出による事前評価に取り組んでまいります。 また、事後評価については、第6次総合計画の方向性を踏まえた行政評価の仕組みの見直しと合わせ検討してまいります。
--	--	---	--	---

2. 市単費事業

(9) 特定呼吸器疾病予防回復事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	健康推進課	活動指標の再設定の必要性について	支給者延人数を活動指標としており、その数が多いほど活動指標が良くなるという設定になっている。直近3年の評価はDが継続しているが、市にとっても社会にとっても罹患患者が減少することが望ましいといえる。そのため、例えば、支給者延人数の減少数を活動指標として設定し、毎年度、支給者の減少数が多いほど活動指標が良くなるといったように、新たな活動指標を設定すべきである。	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。
4	健康推進課	事業廃止に向けての検討について	当該事業は、八尾市内在住で本市に住民登録をしている満 15 歳未満で気管支ぜん息等の罹患患者に対して、奨励金支給要件(月に1回以上の入院または3日以上以上の通院)に該当する月に対して奨励金(月額 2,000 円)を支給する事業であるが、一方、市には、医療機関等で診療や薬剤支給等を受けたときに負担する保険診療(3割または2割負担)の自己負担金から一部自己負担金(1つの医療機関につき1日 500 円を限度として、月2回まで)を控除した額が助成される『子ども医療費助成制度』があり、その対象者は当該事業の対象者と同一である。 そのため、当該特定呼吸器疾病予防回復事業制度を利用できる患者が、1つの医療機関のみの受診となった場合、医療費の上限は月額 1,000 円となる一方、2,000 円の奨励金が支給されるため、負担額以上に受領できることとなる。 こども医療費助成制度により、患者並びに保護者の経済的負担が軽減される状況に鑑みれば、厳しい財政状況の中、より効率的、効果的な事務事業の執行を踏まえ、将来的には事業廃止に向けて検討することが望まれる。	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。

(18) 公園・緑地整備事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	みどり課	総合計画における目標値に基づく活動指標の設定について	活動指標として「公園整備面積」、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」を利用しているが、平成 26 年度において「公園整備面積」については計画値を大幅に達成しているにも関わらず、	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値

		<p>ならず、総合計画における目標値を各年度に按分することで設定している「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」については計画値を達成していないという指標間における評価の不整合が生じている。適切に事務事業の実施状況の評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、「公園整備面積」についても総合計画における目標値を各年度に按分し計画値を設定することを検討すべきである。</p> <p>また、市民1人当たり公園面積、市の面積に占める公園面積の割合については特例市間比較指標であるが、市では他の特例市における平成 26 年度と同指標を入手していない。他の特例市における同指標を入手のうえ、比較・分析することで総合計画における目標値を設定することを検討すべきである。</p>	<p>を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>	<p>を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>
--	--	---	---	---

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	教育政策課	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について	<p>学校園安全対策推進事業では、シルバー人材センター等に委託し、各学校園に安全対策推進員の配置を行っているが、現在の活動指標に安全対策推進員の評価に関する指標が設定されていない。</p> <p>平成 26 年度の当該事業の決算額について、事業費に占める委託料の割合は8割を超えており、予算や決算における金額的重要性に応じて安全対策推進員の活動時間等も活動指標として設定することが必要である。</p> <p>また、安全対策推進員の配置は、一律シルバー人材センター等への委託で行われているが、他自治体では、有償ボランティアや専門の警備会社への委託という形で実施されている事例もある。参画と協働のまちづくり推進度という観点からは、PTAや地域ボランティアが活動に参画する度合いを高めていくとともに、有償ボランティアや専門の警備会社への委託におけるメリット・デメリットを整理し、実施方法について、より3E(経済性、効率性、有効性)を考慮した検討を行うべきである。</p>	<p>H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	八尾図書館	公設図書館の運営方法の検討について	<p>より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。</p> <p>市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組み</p>	<p>H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、国や他の自治体の動向に注視しながら、龍華図書館の第1期、第2期の指定管理期間での運営状況や利用者の評価等</p>	<p>R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、国や他の自治体の動向に注視しながら、龍華図書館の第1期、第2期の指定管理期間での運営状況や利用者の評価等</p>

			は吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高いとなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	を踏まえて、検証してまいります。	を踏まえて、検証してまいります。
--	--	--	--	------------------	------------------

(30) 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	人権教育課	活動指標の計画値や実績値の見直しについて	<p>帰国・外国人児童生徒受入等支援事業では、「日本語指導等の派遣時間数」を活動指標の一つとしているが、実績値が計画値を大きく上回っている状況が続いている。</p> <p>市教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒数が年々増加していることに加えて、計画値を設定した当初は言語介助員を派遣する事業が別事業として実施されており、日本語指導補助員等を派遣した時間のみを基礎として見積もっていたが、言語介助員の活動時間も含めたため、実績よりも低い数値になっていた、と説明している。しかし、実績数値の測定方法は「日本語指導補助員・支援員を派遣した時間」とされており、言語介助員の活動時間を実績値に含めるべきではなく、新たに言語介助員の派遣が事業に追加されたのであれば、別途活動指標を追加するか、実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を追加すべきと考える。</p> <p>活動指標の達成状況は事務事業評価を行う際の重要な指標の一つになることから、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を明確に定義するとともに、事業内容に変化があった場合には随時、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を見直すべきである。</p>	<p>H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、引き続き検討を進めています。</p> <p>実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。</p>	<p>R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、引き続き検討を進めています。</p> <p>実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。</p>

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	やおコミュニティ放送	中期計画の策定について	<p>メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。</p> <p>したがって、具体的な繰越損失の解消計画や人員</p>	<p>H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>放送出力の増力工事等による難聴地域の改善や頻発する自然災害への対応など、コミュニティFMとしての取組を踏まえつつ、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。</p>	<p>R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>放送出力の増力工事等による難聴地域の改善や頻発する自然災害への対応など、コミュニティFMとしての取組を踏まえつつ、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。</p>

			計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。	
--	--	--	---	--

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	国際交流センター	中期計画の策定について	<p>自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。</p> <p>また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。</p> <p>なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。</p>	<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成28年度第4回理事会(平成29年3月開催)を経て、大卒の事業について明記した中期計画(平成29年度～32年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>	<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成28年度第4回理事会(平成29年3月開催)を経て、大卒の事業について明記した中期計画(平成29年度～32年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>
3	文化国際課	事業モニタリングの実施時期及び方針について	<p>外郭団体の事業実施状況等に関して、改善や方針転換を行うには適時にモニタリングを実施し、必要に応じて外郭団体との協議を行うことが必要であるため、現在年に1回実施している事業モニタリングについて実施時期を増やすとともに、決算終了後速やかに実施すべきである。</p> <p>また、事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに、評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに活かすなどの評価結果の活用方針を定める必要がある。</p>	<p>事業モニタリングの実施を決算後速やかに実施しましたが、評価結果を次年度の事業計画の立案へ活用することや実施時期を増やすまでには至りませんでした。実施手法については、引き続き検討してまいります。</p>	<p>事業モニタリングの実施を決算後速やかに実施しましたが、評価結果を次年度の事業計画の立案へ活用することや実施時期を増やすまでには至りませんでした。実施手法については、引き続き検討してまいります。</p>
4	国際交流センター 文化国際課	補助金のあり方について	<p>平成27年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事業費の一部が交付されている。</p> <p>事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中でも、管理人件費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	文化振興事業団	法人全体の中期計画等の策定について	<p>文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとらわれず、法人</p>	<p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成30年度については、施設間で中堅スタッフ職各1名ずつの人事</p>	<p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成30年度については、施設間で中堅スタッフ職各1名ずつの人事</p>

			<p>の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。</p> <p>また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。</p>	<p>異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。</p>	<p>異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。</p>
6	文化国際課	経営状況に関する意見交換の実施頻度について	<p>外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に経営状況を把握し、必要に応じて協議を行うことが必要である。そのため、現在年に1回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。</p>	<p>外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。</p>	<p>外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。</p>

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	社会福祉協議会	社会福祉協議会独自の中期計画の充実について	<p>市と社会福祉協議会の中長期計画として、市地域福祉計画等が策定されているが、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会自身の将来像については明確になっていない部分がある。</p> <p>社会福祉協議会独自の中期計画の策定は、法人の将来の姿をめざすための計画であり、目標を掲げ、そこに向かって事業を展開していくためのものであり、羅針盤となるものである。また、法人職員においても動機づけになるものである。</p> <p>中期計画としては、①法人の設立目的や役割からどのような事業をどの程度の規模で実施するか、②計画を実現するにはどのような人員体制を整備するのか、③計画に基づいた法人の収支がどのようになるのか、についての記載が必要である。</p> <p>①実施事業の規模に関しては、社会福祉協議会は公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、その役割を踏まえた事業を展開することが求められる。例えば、小地域ネットワーク活動事業や自主性のある地域貢献事業並びに会員に密着した事業等をどの程度の規模で展開するか計画を充実させる必要がある。</p> <p>また、②人員体制の整備に関しては、計画事業を実施するための専門性を持った人材を確保することが求められる。専門性のある人材確保については職員採用計画を策定しているが、社会福祉協議会の年齢構成は30歳代以下に集中しており、特に40歳代以上の中堅幹部職員が不足している状態であり、不均衡な年齢構成が当面続く計画となっている。</p> <p>さらに、③法人の収支に関しては、市地域福祉計画等には、事業の実施回数や利用者数などの目標数値の記載はあるが、事業収支や法人全体の収支</p>	<p>H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域福祉活動計画を本会の中長期計画(計画期間10年)として位置づけ、かつ5年毎に見直しを行うことで社会的な変化への対応も行っています。</p> <p>なお、この活動計画は本会が市の地域福祉計画と一体的に策定したものでありますが、今回の包括外部監査での指摘を受け、次回作成時には本会独自の計画として位置づけるとともに、事業の実施規模等の検討を行います。</p> <p>なお、人員体制については職員採用計画に基づいて職員体制の充実を図るべく努めておりますが、今後とも十分市と協議を行い、計画的な採用に努めます。</p> <p>また、法人収支については、本会の財政的安定を図るため、会員会費をはじめとした独自の財源確保に努めます。</p>	<p>R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域福祉活動計画を本会の中長期計画(計画期間10年)として位置づけ、かつ5年毎に見直しを行うことで社会的な変化への対応も行っています。</p> <p>なお、この活動計画は本会が市の地域福祉計画と一体的に策定したものでありますが、今回の包括外部監査での指摘を受け、次回作成時には本会独自の計画として位置づけるとともに、事業の実施規模等の検討を行います。</p> <p>なお、人員体制については職員採用計画に基づいて職員体制の充実を図るべく努めておりますが、今後とも十分市と協議を行い、計画的な採用に努めます。</p> <p>また、法人収支については、本会の財政的安定を図るため、会員会費をはじめとした独自の財源確保に努めます。</p>

			見込は記載されておらず、将来的にどのような財源を確保し、どのような収支で事業展開を図っていくのか不透明な部分がある。 上記の3点を踏まえ、市と事業の収支や財源確保について協議しながら、社会福祉協議会独自の中期計画の充実を検討されたい。		
--	--	--	--	--	--

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成27年度より5年間にわたり年間16,000千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。 整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度から平成29年度の3年間で42,000千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。 市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度から平成30年度の4年間で49,804千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。 市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。
9	高齢介護課	補助金のあり方について	市は、「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約70%相当の補助金をシルバー人材センターへ交付しており、その額は近年逡増している。 シルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主財源によって賄うことが求められる。 シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。	補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。	補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	観光協会	中期計画の策定について	観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。 観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。目標指標や運営体制の強化については、平成30年12月の理事会にて上程する予定としておりましたが、インバウンドをはじめとする社会情勢の変化に対応した予算・計画を策	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。 今年度、市において、情報発信のあり方も含めて、今後の八尾市の観光の取り組みについての方向性を打ち出すことになっており、観光協

			また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。	定する必要があることから、情報収集をさらに強化し、上程案の見直しに取組むこととしております。	会の中期計画とも整合を図る必要があることから、再度上程案の見直しに取り組んでまいります。
--	--	--	--	--	--

(8) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	共済センター	永年在会慰労引当金計上額の見積について	永年在会慰労引当金の計上にあたっては、現在のように一定の仮定のもと引当金繰入額を見積もるのではなく、期末時点での引当金残高を見積もり、当該見積額と支給による取崩後の引当金残高との差額を繰入れる方法によるべきである。 引当金残高の見積方法としては、現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させる等共済センターの実態に見合った合理的な算定方法を検討されたい。	現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。	現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	八尾シティネット	中期計画の策定について	施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、それに対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施しておらず、また、職員の高齢化も進行していることから、今後自転車駐車場管理・運営業務を継続させていくためにも、中期計画の策定を検討すべきである。 計画の策定にあたっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場のICT化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。	施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として平成 29 年度自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い近鉄八尾駅東自転車駐車場、JR 志紀駅南自転車駐車場の改修工事等に着手、完了いたしました。 今後も交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。	施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として平成 29 年度自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い近鉄八尾駅東自転車駐車場、JR 志紀駅南自転車駐車場の改修工事等に着手、完了いたしました。 今後も交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	文化財課	外郭団体のあり方の再検討について	外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。 しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。 したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会	市の歴史や文化財を市のまちづくりに活用していくための基本的な方針の策定を行う中で、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけの検討を行い、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。	「八尾市歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方」を策定し、本市の歴史資産の保存と活用を図るための考え方を示しました。この歴史資産の保存と活用を推進するため、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけを、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。

			のあり方を再検討すべきである。		
14	文化財調査研究会	文化財調査研究会における中期計画の策定について	平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。「常勤職員の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。 文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。	文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。	文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。

【平成 29 年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 個人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	市民税課	減免要件の対象範囲について	八尾市市税条例施行規則第 6 条第 1 項第 5 号に規定されている内容について、担当者からは「公的援助を受ける者に対する減免について、要綱や内規等で運用している自治体はあるかもしれないが、具体的な事由を条例や規則で明示している自治体は少ない。」との回答を得ている。 そこで、大阪府下の自治体の税条例及び税条例施行規則を閲覧し、同種の内容の実際の制定状況を調べたところ、明示されているのは中河内地域の柏原市及び東大阪市のみであった。 自治体によって規模や財政、政治状況等に差異はあるが、現状の市の減免事由や減免割合について近隣あるいは同規模自治体と比較することは、そのあり方を検討する参考になると考えられる。この点、担当者からは「今後、改めて減免に関する調査を実施する予定である。」との回答を得ている。 上記の調査結果を基に、比較分析を行い、市の減免事由や割合を将来的に見直すための参考とすることを検討されたい。	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 他市町村の減免状況に関する調査を実施し、税制改正による平成 33 年度課税分の個人所得課税見直しに伴う影響も踏まえて、調査結果の比較分析を進めております。	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 他市町村の減免状況に関する調査を実施し、税制改正による令和 3 年度課税分の個人所得課税見直しに伴う影響も踏まえて、引き続き調査結果の比較分析を進めてまいります。

(2) 法人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	市民税課	税込確保の検討について	市の平成 22 年度包括外部監査を受けて、法人市民税の超過課税について検討を行った結果、見送られた経緯がある。 現状、法人税は税制改正に伴い、法人税率が引き	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 「法人市民税均等割の制限税率適用に関する検討会」において、施策も含めて超過税率の適用可否について検討を行いました。引き続き慎重に検討してまいります。	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 「法人市民税均等割の制限税率適用に関する検討会」の検討結果を踏まえ、引き続き慎重に検討してまいります。

			下げられる傾向にあり、このままではますます安定的な税収確保が困難となっていくことが予想される。そのため、一定程度の法人事業者への配慮は必要であり、例えば、市として超過課税の導入に理解を得られるような施策を打ち出すといったことは今後の検討に値するのではないかと考えられる。こうした点も思料したうえで、将来的な超過税率の適用可否について引き続き慎重に検討することが望まれる。		
--	--	--	---	--	--

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H31.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	資産税課	地図情報システムに係る委託業者選定について	<p>課税客体を捕捉するための手段の一つとして、地図情報システムによる航空写真を活用した調査を行っているが、当該地図情報システムの毎年度のデータ更新、3年に1度の航空写真の撮影等は業者に委託している。</p> <p>こうした調査は平成12年度から実施されているが、実施開始年度以降継続して同一の業者と随意契約により業務委託している状況にある。</p> <p>上記のような業務の委託は、固定資産税に係る課税客体の捕捉方法として、現在では一般的な手法となっており、過去に比べるとデータ移行は比較的容易な状況となってきた。このように、平成12年度当初の状況とは大きく変わっており、かつ、委託開始から16年が経過していることから、入札もしくはプロポーザル方式による随意契約等により業者間の競争性、公正性を確保するという観点から、随意契約のあり方について見直しを検討すべきである。</p> <p>ただし、見直しに伴い、仮に新たな業者が選定されることとなった場合には、システム入替等により多大な事務コストを要し、課税事務が滞るおそれもあることから、税務事務が滞らないように最大限、配慮することが望まれる。</p>	<p>課税業務への影響や再導入コスト等を踏まえ、検討を行った結果、来年度に再調達する方針を決定いたしました。</p> <p>現在は必要な事務手続きを進めると同時に、仕様書作成に向けて、他社システムとの機能比較、データの互換性等に関する研究を行っております。</p>	<p>令和元年度(平成31年度)中に再調達の手続きを行い、令和2年度から導入することとして、令和元年度(平成31年度)当初予算において、債務負担行為に係る予算を計上しました。</p> <p>現在は調達に向けた事務手続きを進めております。</p>
4	資産税課	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	<p>市は平成10年に減免規定を改定したが、以降、現在まで見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の要否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>

		こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はあると考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。	
--	--	---	--

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

【その他の補助金・負担金等】

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	八尾市文化芸術芸能祭助成金について	八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第 15 条第 1 項では、毎年 5 月末日までに関係書類を提出することを求めている一方で、第 2 項では会計年度終了後 30 日以内、つまり 4 月末日までに関係書類を提出することを求めており、矛盾が生じている。 交付要綱は矛盾のないように修正することが必要である。	八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第 15 項第 1 項及び第 2 項について、矛盾のないように要綱改正を検討しているところです。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R1.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	コミュニティ政策推進課 地域福祉政策課 高齢介護課 人権政策課 障がい福祉課 健康推進課 こども施設課 産業政策課 生涯学習スポーツ課 人権教育課	概算払いの理由の明確化について	八尾市補助金交付規則第 19 条(以下、「交付規則」という)では、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると市長が認めた場合に限って、「概算払い」を認めている。しかし、現状では、概算払いの理由の明確化がなされておらず、交付規則に即した運用がなされているか確認できない状態であった。 概算払いは交付規則上、あくまでも例外的な取扱いとされていることに鑑み、概算払いにより補助金を交付する場合、概算払いの根拠及び理由を明確化し、それが交付規則に照らして適切なものであるかを検討し、上席者が承認した証跡が確認できるようにすべきである。 【概算払い支出の補助金一覧】 ・八尾市自治振興委員会補助金 ・八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金 ・八尾市高齢クラブ活動助成金 ・一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金 ・世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金 ・人権擁護委員八尾地区委員会補助金 ・八尾市市民活動支援基金事業助成金 ・社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金 ・八尾市日常生活自立支援事業補助金 ・八尾市ボランティア活動振興事業補助金	概算払いにつきましては、交付決定の起案を行う際に、概算払いの必要性について、理由の記載や根拠などを明確化し、上席者による承認の証跡が確認できるよう交付決定の起案に明記する、あるいは、交付要綱において概算払いの規定を設けるといった対応を進めております。

			<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市権利擁護推進事業補助金 ・八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金 ・八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金 ・八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金 ・八尾市地域福祉推進基金事業助成金(地域福祉分野) ・八尾市障がい者団体育成事業補助金 ・八尾市地域福祉推進基金事業助成金(障がい福祉分野) ・八尾市地域活動支援センターⅣ型補助金 ・八尾市街かどデイハウス事業運営補助金 ・八尾市献血推進協議会助成金 ・八尾市私立認定こども園等運営費補助金 ・八尾河内音頭まつり振興会補助金 ・一般社団法人八尾市観光協会運営補助金 ・中小企業振興対策補助金 ・八尾市文化芸術芸能祭助成金 ・八尾市PTA協議会運営補助金 ・八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金 		
2	財政課	補助金等チェックリストの使用について	<p>市で定める「補助金等交付基準」では、補助金等の評価について、「社会情勢の変化等を考慮し、補助金等を交付すべきかどうか、あるいは、交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的(概ね3年ごと)に見直しを行う」と記載されており、この見直しに使用するための「補助金等チェックリスト」が作成されている。</p> <p>しかし、各課において、補助金等の評価の状況について、毎年有効性等の評価はしているが、「補助金等チェックリスト」は使用されておらず、各補助金について、どのように評価を行ったのかわかる記録は残されていなかった。</p> <p>したがって、補助金の評価は「補助金等チェックリスト」を用いて定期的実施し、各課で統一的な基準に基づいた補助金等の評価を行うとともに、評価の結果を事後的に確認することができるようにすべきである。</p>		<p>補助金等の有効性、効果性等については、行政評価システムを活用し、実施計画ヒアリング等を通じて評価を行い、予算編成においては「補助金等交付基準」に基づき、金額の査定を実施しております。</p> <p>ご指摘いただいた「補助金等チェックリスト」については、「補助金等交付基準」作成時に活用したものでありますが、改めて「補助金等チェックリスト」の活用も含めた運用方法等につきまして検討を行ってまいります。</p>
3	コミュニティ政策推進課	八尾市校区まちづくり交付金について	<p>現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、まちづくり協議会を構成する団体の、独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。</p> <p>校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については、既に一定の整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と、各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方等を全庁的な取り組みとして各課で整理し、より客観的な効果検証と事務の効率化につなげる必要があると</p>		<p>平成30年度に実施しました「校区まちづくり協議会あり方検討会議」において、校区まちづくり協議会の役割、校区まちづくり交付金を用いた活動の留意点、活動の進め方及び持続性を高める運営等について検討を行い、検討結果の報告書を作成しました。また、令和元年5月には、校区まちづくり協議会連絡会において報告書の説明を行い、構成団体が連携し校区住民等が地域力を結集することの重要性等を周知しました。</p> <p>「第3期わがまち推進計画」の策定にあわせ、上記検討会議の結果を踏まえ、校区まちづくり交付金について、各構成団体の事業の性質も考慮したうえで、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう検討を行ってまいります。</p>

			ある。		
4	危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金について	<p>現状、校区まちづくり協議会交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、地域に対する補助金に複数ルートが存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。</p> <p>本補助金については、八尾防犯協議会は各町会に対する補助金の配分の取りまとめを担っているものであり、必ずしも八尾防犯協議会として実施する性質のものというわけではない。そのため、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。</p>		
5	危機管理課	八尾市防犯灯電気料金等補助金について	八尾市防犯灯電気料金等補助金は、八尾市防犯灯整備補助金と同様に、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。		
6	高齢介護課	八尾市高齢クラブ活動助成金について	(1)平成 29 年度において、市は連合会事業実績報告書については、添付資料である「平成 29 年度高齢クラブ連合会補助金対象経費明細(決算)」の金額を決算書と確認しているが、高齢クラブについては高齢クラブ連合会の取りまとめた「単位高齢クラブ事業の状況」の一覧を入手しているのみで、この資料の対象経費の支出額と関係帳簿及び証拠書類との確認は実施していない状況であった。平成 29 年度までは一律の金額の助成金を交付していたが、平成 30 年度からは助成金の金額の決定に実支出額が影響してくるため、実績報告書に記載の数値が正しいか確認することが重要である。したがって、高齢クラブから実績報告書の提出を受ける際、関係帳簿や証拠書類の提出も受け、実績報告書の記載内容の確認を行うべきである。		数クラブを抽出して、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め実績報告書との確認作業を行います。
7	人権政策課	世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金について	(2)運営費として助成金を交付する以上、市としては助成事業者に対し運営費助成額の削減努力を促す責任があると考えらる。ウェブ上で活動報告を継続的に発信することは会員募集の一つの方法として有用であると考えられるため、市として運営費助成対象の「世人やお」が適時に活動報告を発信しているかについて、ホームページの内容確認等を通してモニタリングを実施すべきである。		<p>世界人権宣言八尾市実行委員会に対し、ホームページを随時更新することにより活動報告を発信するよう指摘を行いました。</p> <p>現在、委員会においてホームページ更新の準備をしており、市としても、適正な助成金交付につながるよう、内容確認等のモニタリング等を実施してまいります。</p>
8	コミュニティ政策推進課	八尾市市民活動支援基金事業助成金について	<p>本助成金の交付実績額は減少傾向にあり、直近3年間は100万円未満であるが、市職員の年間関与時間は800時間と多くかけられている。</p> <p>市の職員の関与時間は、その間別の業務をすることができなかったことによるため、内部的なコストとして認識すべきものである。現状の交付実績では、市職員の年間関与時間及び審査員への報酬に対して、事業としての効果は低いと考えられる。事業を実施する場合には、その費用対効果も勘案し、事業内容を検</p>		<p>本助成金は、事業への助成を通じて、団体の自立・発展・継続につながる組織基盤強化を図り、単年度の事業で終わらないよう、団体の育成支援を目的としており、平成 28 年度にはコースの新設、助成回数制限引き上げを行い、より効果的に目的が達成されるように内容を改定しました。</p> <p>交付にあたっては事前相談、申請書類による事業内容及び経費審査を行い、公開プレゼンテーションを経て</p>

			討することや事業にかける時間数等の判断を行うべきである。		審査会で決定します。交付後も、当該交付団体に対して継続的な支援を実施しております。 関与時間の縮減について、中間支援組織「つどい」の事前相談及び継続的な支援についての関与を増やすことにより、市職員の関与が縮減できるよう検討してまいります。
9	地域福祉政策課	八尾市ボランティア活動振興事業補助金について	八尾市ボランティア活動振興事業補助金交付要綱第5条において、補助対象経費が「ボランティア活動の振興に関する事業全般に係る諸経費」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。 交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が申請・交付されるおそれがあるため事業費と運営費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。		本補助金は、事業補助であるため、事業費の補助対象経費の範囲の明確化につきましては、次年度の申請・交付に向け、要綱に対象経費を明記するなど要綱改正を行ってまいります。
10	地域福祉政策課	八尾市権利擁護推進事業補助金について	八尾市権利擁護推進事業補助金交付要綱第5条において、補助対象経費が「権利擁護推進事業に係る諸経費」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。 交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、事業費と運営費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。		本補助金は、事業補助であるため、事業費の補助対象経費の範囲の明確化につきましては、次年度の申請・交付に向け、八尾市権利擁護推進事業補助金交付要綱に対象経費を明記するなど要綱改正を行ってまいります。
11	地域福祉政策課	八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金について	補助基準額について、直近の見直し時期であった平成21年から少子高齢化や児童虐待等、住民の課題が複雑化・多様化し、社会情勢は一定変化していると考えられるため、現状の把握及び分析を実施の上、要綱の見直しを実施すべきである。 その際、見直しに関する検討記録を残し、上席者が検討結果の妥当性を確認すべきである。それにより、担当者が異動となった場合でも、検討記録を参考として効果的かつ効率的な検討が図られるものと考えられる。		補助金要綱の見直しに向け、民生委員児童委員活動の現状の把握及び分析を行いつつ、他市状況等の調査や関係機関との調整を進めています。
12 13	地域福祉政策課	八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金について	(1)八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金交付要綱第5条において、補助対象経費が「社会福祉関係団体の事務局事業に係る諸経費」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。 交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。		本補助金は、事業補助であるため、事業費の補助対象経費の範囲の明確化につきましては、次年度の申請・交付に向け、要綱に対象経費を明記するなど要綱改正を行ってまいります。

			<p>(2)本補助金の成果指標は定められていないが、補助金等交付基準[3]定期的な見直しにおいて、「社会情勢の変化等を考慮し、補助金等を交付すべきかどうか、あるいは交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的(概ね3年ごと)に見直しを行う。」とされており、「補助金等チェックシート」が定められている。本補助事業は社会福祉関係団体事務局に係る経費について補助するものであり、適切十分な成果指標を定めることは困難であるかもしれないが、補助金等チェックシートの内容(趣旨や目的に公益性があるか、社会的な必要度があるか、補助金等交付先の状況など)を確認し、評価すべきである。</p>		<p>本補助事業は社会福祉関係団体事務局に係る経費について補助するものであり、定量的指標を定めることが困難であるため、定性的指標を検討し、本補助金事業の評価を行ってまいります。</p>
14 15	地域福祉政策課	八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金について	<p>(1)八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金交付要綱第6条において、補助対象経費が「会員の相談事業、福祉活動の啓発、会員及び住民の福祉の増進、その他市長が必要と認める経費」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。</p> <p>また、本補助金は市から社会福祉協議会に交付され、社会福祉協議会から各団体に補助金を交付しているが、社会福祉協議会における社会福祉団体助成金交付要綱においても、市の交付要綱と同様の記載となっている。交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。</p> <p>(2)本補助金に直結する成果指標が定められていない現在の状況においては、本補助金の適切な評価は実施できないと考えられる。「補助金等交付基準」の[3]定期的な見直しにおいて、「社会情勢の変化等を考慮し補助金等を交付すべきかどうか、あるいは交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的な見直しを行う。」とされており、「補助金等チェックシート」が定められている。本補助事業は社会福祉関係団体の公益的事業が円滑に実施され、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とした補助金であり、適切十分な成果指標を定めることは困難であるかもしれないが、補助金等チェックシートの内容を確認し、評価し、継続・廃止を含めた補助金の見直しを実施し、その記録を残すべきである。</p>		<p>本補助金は、事業補助であるため、事業費の補助対象経費の範囲の明確化につきましては、次年度の申請・交付に向け、要綱に対象経費を明記するなど要綱改正を行ってまいります。</p>
16	障がい福祉課	八尾市障がい者団体育成事業補助金について	<p>(1)八尾市障害者団体育成事業補助金交付要綱第6条において、補助対象経費が「会員の相談事業、福祉活動、会員及び住民の障害福祉の増進、その他市長が認める経費」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。また、本補助金は市から社会福祉協議会に交付され、社会福祉協議会から各団体に補助金を交付しているが、社会福祉協議会における社会福祉団体助成金交付要綱においても、市の交</p>		<p>本補助事業は社会福祉関係団体の公益的事業が円滑に実施され、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とした補助金であり、定量的指標を定めることが困難であるため、定性的指標を検討し、本補助金事業の評価を行ってまいります。</p> <p>また、補助金の交付継続や金額等定期的な見直しについては、昨年度、検証した結果、1団体について、補助金交付対象から外し、要綱の改正を行いました。</p>
					<p>社会福祉協議会及び各補助対象団体には、改めて補助対象経費の説明を行うとともに、市においても各団体の実績報告を調査するなど、対象経費であるか否かの検討を行うことで調整を進めております。</p> <p>また、補助対象経費の定めが不明確であることについては、市の補助金交付要綱を改正するとともに、社会福祉協議会における社会福祉団体助成金交付要綱に</p>

			<p>付要綱と同様の記載となっている。</p> <p>補助対象経費の定めが不明確であることから、会議費や総会費、役員に係る交通費等、管理費に相当と思われる部分へも補助が行われている団体が発見されており、市及び社会福祉協議会では、補助対象としない経費が含まれていないか検証を徹底することが望まれる。検証にあたっては、社会福祉協議会が実施した調査結果を入手するとともに、市でも各団体の実績報告を調査し、サンプルで請求書等の根拠書類を入手したうえで、補助対象経費であるか否かの検討を実施すべきである。</p>		<p>ついても改正をするよう調整する予定としております。</p>
17 18 19	障がい福祉課	八尾市地域活動支援センターⅣ型補助金	<p>(1) 補助対象事業「ええショップいろいろ」交付先の法人の決算書を入手し、実績報告と決算書の整合性を確認しなければ、実績報告において記載されるべきものが漏れなく計上されているかを確かめることができない。さらに、決算書を入手することによって、交付先に他の事業による多額の自己収入等がないか、また資産の保有状況を把握することができ、補助金の見直しにも有用な情報を得ることができる。よって、交付要綱に決算書の提出を求める旨を定め、実績報告との整合性を確認すべきである。</p> <p>また、平成 29 年度の実績報告書と法人全体の決算書とでいくつかの不整合が発見された。市は今回の差異の要因を調査するとともに、定期的にいろいろの現地調査を行い、帳簿の閲覧、経理状況等の確認を実施し、経理状況を改善するよう指導を行うことが望まれる。</p>		<p>実績報告の際には、法人決算書の提出も併せて行うことで調整しています。また、いろいろについては、経営状況を明確にするよう調整を進めております。</p> <p>なお、平成 29 年度実績の法人決算との不整合については、その原因を調査してまいります。</p>
			<p>(2) 自己収入が少なく、財政的基盤の弱い団体の事業費を補助するという本補助金の性質上、いろいろの正味財産が増加傾向にある現在の状況からは、補助金の交付額の妥当性につき検討することが必要である。</p> <p>妥当な補助金額という点では、現在の要綱に定められている補助対象経費の総額と上限 600 万円のうち少ない方とするのではなく、補助対象経費の総額から自己収入を控除した後の金額と上限 600 万円のうち少ない方とすること等が考えられる。</p>		<p>法人には、補助金の目的と性質を説明し、今後、補助事業自体の見直しや、補助額を補助対象経費から自己収入を控除した金額とすること等を調整してまいります。</p>
			<p>(3) 本補助金の交付金額は 600 万円と高額であり、これを一括で概算払いにより交付することには、一時的な資金の流用のリスクがある。具体的な交付回数及び時期については、補助事業者の経済的実態と交付事務の効率性を考慮して決定されるべきではあるが、いろいろの業務遂行のために補助金全額を一括で交付する必要性は認められないため、四半期ごともしくは半期ごとに分けて補助金を交付すべきである。</p>		<p>補助金交付については、補助金を分割で支払うことや、分割の回数等について調整を進めてまいります。</p>
20	高齢介護課	八尾市高齢労働能力活用事業補助金について	<p>本補助金の補助対象経費に事業費以外の管理費(例えば役員報酬)も含まれており、実態にあった名称になっていない。要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。</p>		<p>本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。</p>

21 22	高齢介護課	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金について	<p>(1) 実地調査において、任意の月の帳簿等の記載内容が正しいことを、出納簿を領収書との照合等により検証しているが、実施時期は1月から2月であり、年度末終了後に実施されるものではないため、事業実績報告書の記載内容の検証を実地調査で実施することは不可能である。</p> <p>したがって、履行確認時に、補助金交付先の領収書を入手し、それらと事業実績報告書に記載の収支額を照らし合わせなければ、実績報告が正しくなされているかを確認することができない。よって、交付要綱に事業実績報告等の添付資料として領収書を提出する旨を定め、市は、事業実績報告書との整合性を確認すべきである。</p>		平成 31 年2月に街かどデイハウス事業者に対して、実績報告において今後、領収書の提出が必要な旨を説明し、年度末には提出する様説明しました。
			<p>(2) 延べ利用者数は減少傾向にあり、現状では街かどデイハウス事業が有効に実施されているかどうかは判断できない。延べ利用者数に併せ、例えば、利用者の自立率を成果指標として、本事業の有効性を評価すべきである。</p> <p>また福祉の担い手の確保が困難な中、街かどデイハウスは重要な地域資源であると考えられる。他市においては、総合事業の通所型サービスBに段階的移行をしている自治体がある。市においては、街かどデイハウスを総合事業に位置づける場合、①通所型サービスA、②通所型サービスB、③一般介護予防事業として実施することが考えられるとのことである。総合事業の通所型サービスAあるいはBに位置づけた場合の街かどデイハウス運営面における影響等も勘案しながら、「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間(平成 30～32 年度)中に、街かどデイハウス事業のあり方について検討を進められているが、他市の状況も参考にし、通所型サービスへの移行の計画的実施を検討すべきである。</p>		街かどデイハウス事業については、地域に根付いた貴重な地域資源であり、それを活かしながら住民サービスが提供できるよう他市の状況を参考に、本事業の有効性及び総合事業の通所型サービスを踏まえた事業の在り方を検討していきます。
23 24	高齢介護課	八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金について	<p>(2) 八尾市ふれあいの湯交流事業補助金交付要綱及び八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金交付要綱において、具体的な経費の内容が明確に定められていない。</p> <p>交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、事業費と運営費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としな費用を明確にすること等を検討すべきである。</p>		<p>ふれあいの湯交流事業補助金交付要綱及びふれあい入浴事業助成金交付要綱において、補助対象経費の範囲を明確に記載するための要綱の改定を検討しております。</p> <p>ふれあい入浴事業及びふれあいの湯交流事業について、今後のあり方について浴場組合との協議を重ね、検討していきます。</p>
			<p>(3) 本事業は健康増進及びコミュニケーションの場の提供に一定の寄与をしているとも思えるが、お風呂がない家庭、貧困世帯への支援ではないため、緊急性も低く、制度設計当初から市民のニーズ及び組合の役割が変化していると考えられる。</p> <p>限られた財源の中、福祉施策を維持するためには、福祉施策の中でも何が必要か精査し、今後のあり方を検討すべきである。</p>		

25	健康推進課	八尾市献血推進協議会助成金について	<p>八尾市献血推進協議会助成金交付要綱第4条において、助成対象経費が定義されているが、「協議会が実施する献血思想の普及・啓発及びその推進活動に係る経費」という内容にとどまっておらず、具体的な経費の範囲が明確に定められていない。</p> <p>交付要綱における助成対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める助成対象経費とは異なる経費に対して助成金が交付されるおそれがあるため、助成対象経費を勘定科目ごとに明記することや、助成対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。</p>		<p>これまでの助成金に係る事業内容及び使途内容の詳細を改めて確認するとともに、他の助成金交付要綱等を参考にし、助成の対象科目及び対象外費用の明確化に向けて検討を進めてまいります。</p>
26	こども施設課	八尾市私立認定こども園等運営費補助金 ①私立認定こども園等運営費補助事業について	<p>ほとんどの事業者において補助基準額を超える保育士の人件費を実績として報告してくる状況であるため、補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額を交付するという判定が、あまり意味をなさないものとなっている。また、保育士の配置の仕方や実績報告の記載の仕方等で補助基準額満額が交付される事業者と補助基準額に満たない額が交付される事業者が存在することとなっているため、事業者間の公平性の観点からも問題がある。</p> <p>以上のような問題点を解消するため、特別加配保育士配置費と保育士配置基準改善費加算について、補助要件を満たしている事業者に対しては、一律で一定額の補助を行うことを検討すべきである。</p>		<p>補助対象額が補助基準額を上回っている事業者とそうでない事業者がある中で、補助対象額と補助基準額を比較して低い方の額を交付するという判定をしています。また、特別加配保育士の人件費を補助するという性質上、補助額が定額であると事業者によって実際の人件費に対して補助に過不足が生じることとなるため、従来どおりの補助金交付について、検討を行ってまいります。</p>
27	子育て支援課	母子家庭等自立支援事業補助金について	<p>(2)成果指標について、最終的に受給者の自立支援につながっていることが確認できる指標を設定すべきである。具体的には、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金を受給した者の就職率や就職件数、資格取得率等を成果指標とすることが考えられる。</p> <p>まずは、事務事業評価における成果指標は現在設定している成果指標を用いつつ、別途、所管課の内部で就職率や就職件数、資格取得率等の指標を測定し、受給者の自立支援につながっていることを適切に把握すべきである。それにより、受給者の受講後の状況を的確に把握し、今後の受講希望者へのアドバイスや相談対応、受講後のフォローアップ等に役立てるべきである。</p>		<p>今後、受給者の自立支援につながっていることが確認できる就職率や就職件数、資格取得率等の内部管理指標を設定します。</p> <p>上記アンケートで資格取得の有無やその後の就労、就労収入の状況を調査し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給者の就職率や就職件数、資格取得率等を把握し、その結果を内部管理指標として設定するとともに、今後の受給者への相談対応等にフィードバックし、効果的な給付金の支給につなげてまいります。</p>
28	青少年課	八尾市放課後児童クラブ事業補助金について	<p>現在、月ごとの放課後児童クラブの利用料を徴収しており、途中で退所した児童がいる場合、日割計算を行い、退所した日数分の利用料を利用者に返還している。しかし、日割り計算をする場合、事務が煩雑となり、一定の事務コストが発生している。今後、更なる民間事業者の参入が期待され、補助金額も増加することが見込まれる。このような状況で利用料の日割返還を民営施設に求めることとした場合、その事務コストに対応する補助金が必要となる。</p> <p>このことから、公営の施設も民営の施設も月の中で退室した児童の月額利用料は返還しない取り扱いとすることを検討すべきである。なお、月の中で退所した児童の月額利用料を返</p>		<p>現在、次年度以降の事業運営に関し、民間の参入も視野に入れ、検討を行っているところであり、事業運営全体の見直し検討の中で、利用料徴収の運用についても検討を行ってまいります。</p>

			<p>還しない場合は、月額利用料は返還しない旨のアナウンスを、利用者が入所申請する際等に事前に行う等の一定の配慮が必要である。</p>		
29	産業政策課	中小企業振興対策補助金について	<p>本補助金の成果指標は補助金の執行率となっており、事業での成果を表す指標の設定にはなっていない状況であった。</p> <p>成果指標が適切でない場合、補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となり、補助金の有効性・必要性が適切に検証できないおそれがあるため、より具体的な成果指標を設定すべきである。例えば、すでに市で入手している経営相談員の相談・指導回数、その他情報化促進事業の実施件数等を成果指標とすることが考えられる。</p>		<p>成果指標の見直しについて、対象の八尾商工会議所との協議等をふまえ検討を行った結果、中小企業振興対策補助金に係る事業計画書の「相談目標数値」に令和2年度より変更する予定です。</p>
30 31 32	生涯学習 スポーツ課	八尾市文化芸術 芸能祭助成金につて	<p>(1)八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第15条第1項では、毎年5月末日までに関係書類を提出することを求めているが、実際に助成の対象となる芸能祭は毎年11月に開催されている。</p> <p>助成された事業については、実施後速やかに報告することが適切であり、11月に開催された事業に対して半年後の5月に報告することは、報告の適時性に欠けるものと考えられる。そのため、例えば事業実施後30日以内に報告を求めるとする等、要綱を修正することが望まれる。</p> <p>(2)八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、助成対象経費が「八尾市文化芸術芸能祭に係る費用」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。</p> <p>交付要綱における助成対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める助成対象経費とは異なる経費に対して助成金が交付されるおそれがあるため、助成対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、助成対象経費を詳細な勘定科目ごとに明記することや、助成対象としな費用を明確にすること等を検討すべきである。</p> <p>(3)八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、助成金額は定義されているものの「予算の範囲内」という内容にとどまっており、具体的な積算の根拠までは明確に定められていない。</p> <p>交付要綱における助成金額の積算根拠が不明確であると、助成金の必要性や効果の検証が正確に実施できないおそれがあるため、助成金額の積算根拠や補助率等は交付要綱に明確に記載すべきである。また、結果的に単年度収支において、多額の繰越金が生じた場合には、積算根拠や補助率等、繰越金が生じた要因を検証したうえで、補助金額を見直す等の対応をすべきである。</p>		<p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第15条第1項について、事業終了後30日以内に報告を求めるとする等、要綱改正を検討しているところです。</p> <p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、助成対象経費の範囲を明確にする等要綱改正を検討しているところです。</p> <p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、助成金額の積算根拠や補助率等を明確に規定する等検討をしているところです。</p>

33	生涯学習 スポーツ課	八尾市PTA協議 会運営補助金に ついて	<p>八尾市PTA協議会の収入の大部分は会費収入であり、市からの補助金の収入は、収入全体の1割程度である。そのため、八尾市PTA協議会運営補助金交付要綱第4条に係る経費の支出額が補助金額に満たないかどうかについては、客観的には判断が困難である。市からの補助金を超える繰越金が計上されており、かつ、当年度も繰越金が増加している状況からは、補助金の効果や必要性について、検証が必要である。</p> <p>補助金の効果や必要性を明確にするためにも、交付要綱第4条で補助対象経費について明記するとともに、積算根拠についても明記し、補助金とその対象経費の金額を比較するべきである。</p>		<p>八尾市PTA協議会運営補助金交付要綱第4条において、補助金の効果や必要性を踏まえて、補助対象経費や積算根拠について検討しているところ です。</p>
34 35	学務給食課	八尾市奨学金に ついて	<p>(1)本奨学金は学費以外に係る費用に対する援助であるが、国、府の制度を踏まえた修学全般に係る経済的負担の状況や進学率の状況を再確認し、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市特別支援学校就学奨励補助金」「民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。</p> <p>(2)八尾市奨学条例において、受給資格が「学資に乏しいもの」と定められているのみで、具体的に条例や案内に記載されていない。そのため、毎年定員を大きく超える申請が行われており、申請書類の確認及び順位付けに事務作業の時間が多く発生している状況である。事務の効率化の点から、毎年の採用者の所得の状況を分析し、学資に乏しいものとする所得水準を明確にすることが望ましい。</p>		<p>類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、限られた財源の中、適切な支援となるよう検討してまいります。</p>
36	学務給食課	八尾市特別支援 学校就学奨励補 助金	<p>国、府の制度を踏まえた経済的負担の状況、生活保護における支援内容や進学状況を把握の上、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、誰を対象に、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市奨学金」、「民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。</p>		<p>例年の採用者の状況を分析した結果、住民税非課税世帯がほとんどであることから、当該制度についてのしおりや市のホームページにこの旨を記載し、制度の状況について対象者に周知を行いました。所得水準の明確化については、(1)で記載の制度全体のあり方とあわせて、検討してまいります。</p>
37	学務給食課	民族学校に在籍 する児童・生徒に 係る就学奨励補 助金について	<p>市は、経済的負担の状況や進学状況を把握の上、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市奨学金」、「八尾市特別支援学校就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。</p>		<p>類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、限られた財源の中、適切な支援となるよう検討してまいります。</p>
38	人権教育課	八尾市人権教育 研究連合協議会 に対する事業推 進補助金につい て	<p>(1)予算の使い切りが毎年度行われている現状にあつては、予算額と実績額を合わせるために年度末の3月において、翌年度以降に使用する物品を購入していること等が想定される。したがって、八尾市在日外国人教育研究会、八尾市人権教育研究会ともに年に1度は立ち入り調査を行い、本補助金をもって翌年度以</p>		<p>平成30年度に当該研究団体に対して指摘事項に対して周知指導を行いました。</p> <p>また、本年度立ち入り調査を行い、購入物品が目的に応じた適正な購入がなされているかの確認を行う予定であります。</p>

			降に使用する物品を購入していないか等の観点で確認を行うべきである。		
39	健康推進課	健康づくり事業の推進に関する協定書第2条各号に規定する事業等の遂行のための研究負担金について	<p>健康づくり事業の推進に関する協定書に基づく事業等の経費に関する覚書第2条(7)において、大学から提出された完了報告書(収支決算報告書)の内容を精査し、速やかに研究費の精算を行うとされている。しかし、市は大学から収支決算報告書による報告は受けているものの、使途内容の詳細な精査までは実施できていない状況であった。</p> <p>今後は、協定に基づく研究の実績総額を確認するとともに、その中で、市が負担している研究費が適正に支出されていることを検証するために、覚書第2条[7]に基づき、収支決算報告書の内容を精査すべきである。</p>		<p>平成 30 年度収支決算報告書の様式を変更し、研究の実績総額を表記したうえで、本市の研究費が充てられている科目及びその主な使途を確認できるようにしました。</p> <p>また、本年度より、収支決算報告書の別紙として、本市の研究費に係る収支一覧表の提出を大学に求めており、同表をもとに使途内容の詳細を確認し、適正に支出されているかどうかについて検証してまいります。</p>
40	環境保全課	環境アニメイティッドやお協議会負担金について	<p>本協議会は、市自身が協議会を構成する団体の一員であることから、市から協議会に対する負担については、補助金ではなく負担金として交付しているとのことである。しかし、市以外の構成団体は負担金を拠出することなく、協議会の会費を払うのみであり、市のみが会費に加えて負担金も支払っている状況となっている。</p> <p>本負担金について今後も負担金の性質を持つものとして整理するのであれば、他の構成団体へも一定の負担を求めべきである。一方、他の構成団体への負担を求めず、市のみが支出するのであれば、補助金と同等であると考え、交付要件を整理する等の検討を実施すべきである。</p>		<p>本協議会は八尾市環境総合計画を推進する本市を含めたパートナーシップ組織であることから、市としても一定の負担は必要であると考えています。</p> <p>一方で、市以外の負担金の拠出がないことから、負担金の在り方について、検討を進めてまいります。</p>